

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 -福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金 -職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 福島県社会福祉協議会退職共済
- (2) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類
(会計基準省令第一号第一様式(第十七条第四項関係)、第二号第一様式(第二十三条第四項)
- (2) 事業区分別内訳表
(会計基準省令第一号第二様式(第十七条第四項関係)、第二号第二様式(第二十三条第四項)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第四項)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第四項)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 社会福祉法人南会津会本部拠点 (社会福祉事業)
 - イ 特別養護老人ホーム下郷ホーム拠点 (社会福祉事業)
「特別養護老人ホーム下郷ホーム」
「下郷ホームショートステイ」
 - ウ 特別養護老人ホーム伊南ホーム拠点 (社会福祉事業)
「特別養護老人ホーム伊南ホーム」
「伊南ホームショートステイ」
 - エ 特別養護老人ホーム田島ホーム拠点 (社会福祉事業)
「特別養護老人ホーム田島ホーム」
「田島ホームショートステイ」
 - オ 特別養護老人ホーム南郷ホーム拠点 (社会福祉事業)
「特別養護老人ホーム南郷ホーム」
「南郷ホームショートステイ」
 - カ 特別養護老人ホーム只見ホーム拠点 (社会福祉事業)
「特別養護老人ホーム只見ホーム」
「只見ホームショートステイ」

- キ 特別養護老人ホームあさくさホーム拠点 (社会福祉事業)
- ク 南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点 (社会福祉事業)
- ケ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点 (社会福祉事業)
- コ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点 (社会福祉事業)
- カ 南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点 (社会福祉事業)
- シ 南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点 (社会福祉事業)
- ス 只見町高齢者生活福祉センター拠点 (社会福祉事業)
- セ 南会津町館岩高齢者生活福祉センター高夕拠点 (社会福祉事業)
- ソ 南会津町田島在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
「南会津町田島在宅介護支援センター」
「田島指定居宅介護支援事業所」
- タ 南会津町伊南在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
「南会津町伊南在宅介護支援センター」
「伊南指定居宅介護支援事業所」
- チ 南会津町南郷在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
「南会津町南郷在宅介護支援センター」
「南郷指定居宅介護支援事業所」
- ツ 只見町在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
「只見町在宅介護支援センター」
「只見指定居宅介護支援事業所」
- テ 南会津町館岩在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
「南会津町館岩在宅介護支援センター」
「館岩指定居宅介護支援事業所」
- ト 只見町介護老人保健施設こぶし苑拠点 (公益事業)
「只見町介護老人保健施設こぶし苑」
「通所リハビリテーション」
「訪問リハビリテーション」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|---------------|------------|-------------|---------------|
| 土地 | 221,194,163 | 0 | 0 | 221,194,163 |
| 建物 | 2,025,074,262 | 31,320,000 | 100,534,597 | 1,955,859,665 |
| 預金 | 20,000,000 | 0 | 0 | 20,000,000 |
| 合 計 | 2,266,268,425 | 31,320,000 | 100,534,597 | 2,197,053,828 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 建物(基本財産) | 5,446,751,749 | 3,490,892,084 | 1,955,859,665 |
| 建物(その他の固定資産) | 4,423,878 | 2,011,386 | 2,412,492 |
| 構築物(その他の固定資産) | 317,768,528 | 276,888,297 | 40,880,231 |
| 機械及び装置(その他の固定資産) | 69,814,250 | 53,620,656 | 16,193,594 |
| 車輛運搬具(その他の固定資産) | 49,410,986 | 47,597,727 | 1,813,260 |
| 器具及び備品(その他の固定資産) | 298,362,416 | 234,307,461 | 64,054,955 |
| 有形リース資産(その他の固定資産) | 97,418,040 | 23,782,941 | 73,635,099 |
| 権利(その他の固定資産) | 76,440 | 0 | 76,440 |
| 合計 | 6,284,026,288 | 4,129,100,552 | 2,154,925,736 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

参考:期中早期償還、満期償還したため生じた債券評価損益

(単位:円)

| 種類及び銘柄 | 期首簿価 | 償還金額 | 評価損益 |
|-----------|-------------|-------------|----------|
| 第115回利付国債 | 239,539,119 | 239,500,000 | △ 39,119 |
| 合同運用指定信託 | 40,000,000 | 40,000,000 | 0 |
| 合計 | 279,539,119 | 279,500,000 | △ 39,119 |

第115回利付国債は満期償還のため帳簿価額239,500,000円が償還され、全額を預金に振替えております。

期中償還の合同運用指定信託は早期償還のため帳簿価額40,000,000円が償還され、全額を預金に振替えております。

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品一定額法
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|-------|------------|
| 預金 | 20,000,000 | 0 | | 20,000,000 |
| 合計 | 20,000,000 | 0 | 0 | 20,000,000 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 資産の種類 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 建物 | 1,106,447 | 583,957 | 522,490 |
| 器具及び備品 | 416,053 | 416,052 | 1 |
| 有形リース資産 | 1,637,100 | 218,280 | 1,418,820 |
| 合計 | 3,159,600 | 1,218,289 | 1,941,311 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム下郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
 - イ 下郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
 - イ 下郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物 | 124,617,172 | 0 | 11,922,105 | 112,695,067 |
| 合計 | 124,617,173 | 0 | 11,922,105 | 112,695,067 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 473,952,210 | 361,257,143 | 112,695,067 |
| 構築物 | 17,681,340 | 17,624,844 | 56,496 |
| 車輛運搬具 | 4,522,492 | 4,522,491 | 1 |
| 機械及び装置 | 35,931,800 | 21,923,901 | 14,007,899 |
| 器具及び備品 | 51,387,193 | 45,487,263 | 5,899,930 |
| 有形リース資産 | 13,069,440 | 6,114,945 | 6,954,495 |
| 合計 | 596,544,475 | 456,930,587 | 139,613,888 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム伊南ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類（第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係)）
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
 - イ 伊南ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
 - イ 伊南ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|------------|------------|
| 建物 | 82,536,065 | 0 | 10,836,998 | 71,699,067 |
| 合計 | 82,536,066 | 0 | 10,836,999 | 71,699,067 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|------------|
| 建物(基本財産) | 447,612,808 | 375,913,741 | 71,699,067 |
| 建物 | 2,700,000 | 810,000 | 1,890,000 |
| 構築物 | 14,500,000 | 14,499,997 | 3 |
| 器具及備品 | 51,900,038 | 46,518,660 | 5,381,378 |
| 機械及び装置 | 7,621,950 | 7,078,999 | 542,951 |
| 有形リース資産 | 7,515,240 | 1,002,032 | 6,513,208 |
| 合計 | 531,850,036 | 445,823,429 | 86,026,607 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

参考:期中早期償還、満期償還したため生じた債券評価損益

(単位:円)

| 種類及び銘柄 | 期首簿価 | 償還金額 | 評価損益 |
|-----------|------------|------------|---------|
| 第115回利付国債 | 29,954,892 | 29,950,000 | △ 4,892 |
| 合同運用指定信託 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 合計 | 49,954,892 | 0 | △ 4,892 |

第115回利付国債は満期償還のため帳簿価額29,950,000円が償還され、全額を預金に振替えております。

期中償還の合同運用指定信託は早期償還のため帳簿価額20,000,000円が償還され、全額を預金に振替えております。

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム田島ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
 - イ 田島ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
 - イ 田島ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 土地 | 123,332,838 | 0 | 0 | 123,332,838 |
| 建物 | 414,386,813 | 0 | 19,609,272 | 394,777,541 |
| 合計 | 537,719,651 | 0 | 19,609,272 | 518,110,379 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------------|---------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 1,365,397,746 | 970,620,205 | 394,777,541 |
| 構築物 | 29,268,862 | 29,268,860 | 2 |
| 車輛運搬具 | 1,609,900 | 1,609,898 | 2 |
| 器具及び備品 | 55,221,147 | 41,323,260 | 13,897,887 |
| 有形リース資産 | 7,887,720 | 1,051,696 | 6,836,024 |
| 合計 | 1,451,497,655 | 1,043,873,919 | 415,511,456 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

参考:期中早期償還、満期償還したため生じた債券評価損益

(単位:円)

| 種類及び銘柄 | 期首簿価 | 償還金額 | 評価損益 |
|---------------|------------|------------|----------|
| 第115回利付 国債 | 99,816,301 | 99,800,000 | △ 16,301 |
| 合計 | 99,816,301 | 99,800,000 | △ 16,301 |

第115回利付国債は満期償還のため帳簿価額99,800,000円が償還され、
全額を預金に振替えております。

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム南郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
 - イ 南郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
 - イ 南郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物 | 383,983,010 | 0 | 16,318,268 | 367,664,742 |
| 合計 | 383,983,010 | 0 | 16,318,268 | 367,664,742 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 1,122,863,978 | 755,199,236 | 367,664,742 |
| 建物 | 617,431 | 617,429 | 2 |
| 構築物 | 57,827,500 | 57,827,497 | 3 |
| 機械及び装置 | 26,260,500 | 24,617,756 | 1,642,744 |
| 車輛運搬具 | 1,645,806 | 1,645,804 | 2 |
| 器具及び備品 | 58,193,230 | 39,992,817 | 18,200,413 |
| 有形リース資産 | 7,759,740 | 1,034,632 | 6,725,108 |
| 権利 | 76,440 | 0 | 76,440 |
| 合計 | 1,275,244,625 | 880,935,171 | 394,309,454 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

参考:期中早期償還、満期償還したため生じた債券評価損益

(単位:円)

| 種類及び銘柄 | 期首簿価 | 償還金額 | 評価損益 |
|---------------|------------|------------|---------|
| 第115回利付 国債 | 29,954,892 | 29,950,000 | △ 4,892 |
| 合同運用指定 信託 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 合計 | 49,954,892 | 0 | △ 4,892 |

第115回利付国債は満期償還のため帳簿価額29,950,000円が償還され、全額を預金に振替えております。

期中償還の合同運用指定信託は早期償還のため帳簿価額20,000,000円が償還され、全額を預金に振替えております。

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム只見ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム只見ホーム
 - イ 只見ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム只見ホーム
 - イ 只見ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|
| 土地 | 81,027,283 | 0 | 0 | 81,027,283 |
| 建物 | 45,692,711 | 31,320,000 | 18,120,455 | 470,126,656 |
| 合計 | 126,719,994 | 13,199,544 | 0 | 551,153,939 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・基本財産の一部である空調設備は、改修による除却のため国庫補助金等特別積立金の1円を取崩しました。

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------------|---------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 1,300,421,880 | 830,295,224 | 470,126,656 |
| 構築物 | 132,575,550 | 132,520,241 | 55,309 |
| 車輛運搬具 | 12,256,002 | 12,255,998 | 4 |
| 器具及び備品 | 39,759,082 | 33,322,518 | 6,436,564 |
| 有形リース資産 | 14,437,020 | 1,858,840 | 12,578,180 |
| 合計 | 1,499,449,534 | 1,010,252,821 | 489,196,713 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

参考:期中早期償還、満期償還したため生じた債券評価損益

(単位:円)

| 種類及び銘柄 | 期首簿価 | 償還金額 | 評価損益 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 第115回利付国債 | 79,813,034 | 79,800,000 | △ 13,034 |
| 合計 | 79,813,034 | 0 | 79,786,966 |

第115回利付国債は満期償還のため帳簿価額79,800,000円が償還され、全額を預金に振替えております。

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホームあさくさホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物 | 508,718,802 | 0 | 21,175,452 | 487,543,350 |
| 合計 | 508,718,802 | 0 | 21,175,452 | 487,543,350 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 559,892,810 | 72,349,460 | 487,543,350 |
| 構築物 | 61,634,088 | 21,058,310 | 40,575,778 |
| 車輛運搬具 | 4,211,402 | 2,398,158 | 1,813,244 |
| 器具及び備品 | 24,116,626 | 9,973,577 | 14,143,049 |
| 有形リース資産 | 9,778,860 | 4,471,844 | 5,307,016 |
| 合計 | 659,633,786 | 110,251,349 | 549,382,437 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品一定額法
・リース資産
該当なし

(3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------|-----------|-----------|-------|
| 車輛運搬具 | 4,000,960 | 4,000,959 | 1 |
| 器具及び備品 | 914,187 | 914,184 | 3 |
| 合計 | 4,915,147 | 4,915,143 | 4 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品一定額法
・リース資産
該当なし
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地 | 10,120,049 | 0 | 0 | 10,120,049 |
| 建物 | 32,408,468 | 0 | 1,534,318 | 30,874,150 |
| 合計 | 42,528,517 | 0 | 1,534,318 | 40,994,199 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|------------|------------|
| 建物(基本財産) | 106,177,060 | 75,302,910 | 30,874,150 |
| 構築物 | 2,401,650 | 2,401,649 | 1 |
| 車輛運搬具 | 4,229,550 | 4,229,549 | 1 |
| 器具及び備品 | 14,228,794 | 14,205,656 | 23,138 |
| 有形リース資産 | 2,446,380 | 326,184 | 2,120,196 |
| 合計 | 129,483,434 | 96,465,948 | 33,017,486 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|---------|------------|
| 土地 | 3,490,155 | 0 | 0 | 3,490,155 |
| 建物 | 11,197,122 | 0 | 530,097 | 10,667,025 |
| 合計 | 14,687,277 | 0 | 530,097 | 14,157,180 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|------------|------------|------------|
| 建物(基本財産) | 36,658,958 | 25,461,836 | 10,667,025 |
| 構築物 | 828,270 | 828,269 | 1 |
| 器具及び備品 | 295,000 | 222,415 | 72,585 |
| 有形リース資産 | 3,720,000 | 1,860,000 | 1,860,000 |
| 合計 | 41,502,228 | 28,902,617 | 12,599,611 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-----------|-----------|
| 車輛運搬具 | 6,480,200 | 6,480,198 | 2 |
| 器具及び備品 | 1,716,166 | 1,716,160 | 6 |
| 有形リース資産 | 2,491,440 | 332,192 | 2,159,248 |
| 合計 | 10,687,806 | 8,528,550 | 2,159,256 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・車輛運搬具一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

・福島県社会福祉協議会退職共済

・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 車輛運搬具 | 4,249,425 | 4,249,424 | 1 |
| 有形リース資産 | 1,280,340 | 170,712 | 1,109,628 |
| 合計 | 5,529,765 | 4,420,136 | 1,109,629 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(只見町高齢者生活福祉センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

・福島県社会福祉協議会退職共済

・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになってい

(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四号様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 有形リース資産 | 4,368,120 | 2,538,032 | 1,830,088 |
| 器具及び備品 | 214,900 | 214,899 | 1 |
| 合計 | 4,583,020 | 2,752,931 | 1,830,089 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町館岩高齢者生活福祉センター高夕拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 構築物 | 286,200 | 93,563 | 192,637 |
| 車輛運搬具 | 6,205,250 | 6,205,248 | 2 |
| 有形リース資産 | 2,155,620 | 287,416 | 1,868,204 |
| 合計 | 8,647,070 | 6,586,227 | 2,060,843 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町田島在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移行外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点財計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 南会津町田島在宅介護支援センター
 - イ 田島指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 南会津町田島在宅介護支援センター
 - イ 田島指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-------|---------|------------|
| 土地 | 3,223,838 | 0 | 0 | 3,223,838 |
| 建物 | 10,299,698 | 0 | 487,631 | 9,812,067 |
| 合計 | 13,523,536 | 0 | 487,631 | 13,035,905 |

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|------------|------------|------------|
| 建物(基本財産) | 33,774,299 | 23,962,232 | 10,299,698 |
| 構築物 | 765,068 | 765,067 | 1 |
| 有形リース資産 | 2,276,280 | 303,504 | 1,972,776 |
| 合計 | 36,815,647 | 25,030,803 | 11,784,844 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町南郷在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
 - イ 南郷指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
 - イ 南郷指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 有形リース資産 | 2,105,400 | 280,720 | 1,824,680 |
| 合計 | 2,105,400 | 280,720 | 1,824,680 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町伊南在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品 一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金 ー職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
イ 伊南指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
イ 伊南指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価格 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 有形リース資産 | 1,766,220 | 235,496 | 1,530,724 |
| 合計 | 1,766,220 | 235,496 | 1,530,724 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(只見町在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 只見町在宅介護支援センター
 - イ 只見指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 只見町在宅介護支援センター
 - イ 只見指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

| 資産の種類 | 取得価格 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 有形リース資産 | 2,602,680 | 347,024 | 2,255,656 |
| 合計 | 2,602,680 | 347,024 | 2,255,656 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町館岩在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品 一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金 福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
 - イ 館岩指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
 - イ 館岩指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 有形リース資産 | 1,786,320 | 238,176 | 1,548,144 |
| 合計 | 1,786,320 | 238,176 | 1,548,144 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし